



日・ペルー経済連携協定の概要



日・ペルー経済連携協定の意義

豊富な資源と高い経済成長を背景に近年ますます注目を集める中南米地域において、安定した自由主義的経済政策を堅持する主要国の一つ。貿易の自由化・円滑化，投資の促進，関連分野の制度整備を図ることにより，ビジネス・チャンスの更なる拡大に資するとともに，両国間の経済関係の一層の強化，ひいては日ペルー関係全体の緊密化が期待される。

交渉の経緯

2008年11月
日ペルー首脳会談で
EPA交渉開始を
前向きに検討する
ことで一致

2009年2月
日ペルー外相会談で
準備会合実施合意

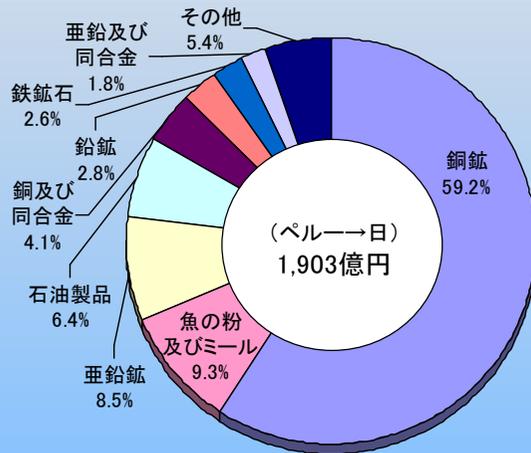
2009年3月
準備会合を開催

2009年4月
日ペルー首脳電話会
談で交渉開始決定

2009年5月
～2010年11月
7回の正式会合と
中間会合を開催

2010年11月
交渉完了

2011年5月
署名

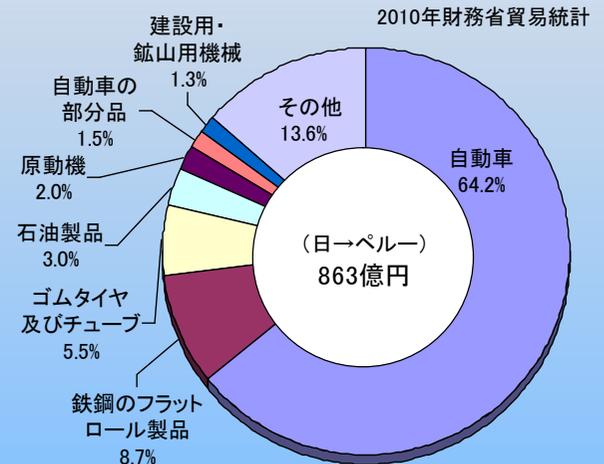


日ペルー間の貿易構造

往復貿易額の99%以上を協定発効後10年間で関税撤廃

ペルーは日本からの輸入の99%以上を10年間で無税に
(2008年ペルー側貿易統計) (注)
(注:ただし、中古品は関税撤廃の対象外)

日本はペルーからの輸入の99%以上を10年間で無税に
(2008年財務省貿易統計)



日本側の主な市場アクセス改善品目

- 鉱工業品
 - ほぼ全ての品目
- 農林水産品
 - ・アスパラガス (3～17%) 即時～10年関税撤廃
 - ・鶏肉・鶏肉調製品 (6～21.3%) 関税割当て
 - ・とうもろこし(菓子用・飲料用) (50% 又は12円/kg) 関税割当て
 - ・製材 (2.88～3.6%) 即時関税撤廃
 - ・アメリカおおあかい (5%) 10年関税撤廃

(カッコ内は現行関税率)

ペルー側の主な市場アクセス改善品目

- 鉱工業品
 - ・自動車: 乗用車 (9%) 4～9年撤廃、二輪車 (9%) 5～9年撤廃
 - ・自動車部品: 伝動軸 (9%) 即時撤廃、サスペンション (9%) 3～5年撤廃、ガスケット (9%) 7～9年撤廃、強化ガラス (9%) 9～10年撤廃
 - ・鉄鋼: 鉄鋼製ボルト・ナット (9%) 4年撤廃
 - ・電気・電子: テレビ、ブルーレイディスクレコーダー (9%) 即時撤廃、リチウムイオン電池、鉛蓄電池 (9%) 9年撤廃
 - ・その他: 医薬品 (9%) 5～10年撤廃、ボールペン (9%) 10年撤廃
- 農林水産品
 - ・ながいも (9%) 7年関税撤廃、りんご (9%) 15年関税撤廃
 - ・梨 (9%) 7年関税撤廃、柿 (9%) 5年関税撤廃
 - ・緑茶 (9%) 15年関税撤廃、清酒 (9%) 即時撤廃

(カッコ内は現行関税率)